

災害時における避難所の相互利用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と長岡京市（以下「乙」という。）は、向日町南山急傾斜地崩壊危険区域で、土砂災害、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲又は乙がその地域防災計画に基づき開設する一時避難所（以下「避難所」という。）を付近の住民の避難所として相互利用するため、次のとおり協定を締結する。

（相互利用する避難所）

第1条 甲及び乙は、この協定に定めるところにより、次に掲げる避難所を相互利用するものとする。

(1) 甲が開設する避難所

ア 向日市立向陽小学校

イ 向日市向日コミュニティセンター

(2) 乙が開設する避難所 長岡京市立滝ノ町保育所

（利用の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時において前条に掲げる避難所のうち他の一方が開設する避難所の利用を一時的に必要とするときは、避難所の開設及び利用について協議し、次に掲げる事項を記載した避難所利用要請書（様式）により要請するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 利用を要請する日時

(3) 利用を要請する避難所の名称及び収容人員

(4) 甲又は乙が派遣する職員の職及び氏名

(5) その他避難所の開設及び利用に必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、避難所利用要請書により要請する暇がないときは、口頭により要請することができる。この場合において、甲又は乙は、可及的速やかに、避難所利用要請書を提出するものとする。

（利用の承認）

第3条 甲又は乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の一方がその責任において避難所を利用することを承認するものとする。

（避難所の運営）

第4条 この協定書に基づき、甲又は乙が他の一方が開設する避難所に収容することができる避難住民は、災害時において住居を失い、又は失うおそれがある者とする。

2 甲及び乙は、災害のおそれがなくなり、又は避難住民の移動が可能となったときは、他の一方が開設した避難所に収容している避難住民を当該避難住民の居住地の避難所に移動させ、収容するものとする。

（経費の負担）

第5条 避難所の開設に係る光熱水費、人件費その他の経費は、当該避難所を開設する市が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成18年10月20日から甲又は乙が文書をもって解除を申し入れるまで、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月20日

(甲) 向日市寺戸町中野20番地
向日市長

(乙) 長岡京市開田一丁目1番1号
長岡京市長

第 年 月 日 号

〇〇〇〇市長 〇〇〇 〇〇〇 様

〇〇〇〇市長 〇〇〇 〇〇〇

避難所利用施設要請書

災害時における避難所の相互利用に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり避難所の利用を要請します。

1 災害の状況

2 利用を要請する日時（避難日時）

年 月 日（ ） 時 分
～
年 月 日（ ） 時 分

3 避難所の名称及び収容人員

名称	甲が開設する避難所	向日市立向陽小学校	名
		向日コミュニティセンター	名
	乙が開設する避難所	長岡京市立滝ノ町保育所	名

4 派遣職員

（所属）.....（職）.....（氏名）.....

5 その他必要事項

市担当者：（所属）.....（職）.....
（氏名）.....（電話）.....